

知事部局  
医療局長  
企業局長  
教育長及び教育委員会事務局  
警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長は副知事を、副委員長は <u>県土整備部長</u> 及び <u>総務部長</u> をもって充てる。 3・4 [略] (委員長及び副委員長) 第4条 [略] 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、 <u>県土整備部長</u> を第1順位、 <u>総務部長</u> を第2順位とする。 (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は <u>県土整備部建設技術振興課</u> 及び <u>医療局管理課</u> の総括課長、 <u>主管室</u> 、 <u>総合政策部政策推進課</u> 及び出納局の管理課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 委員長は副知事を、副委員長は <u>総務部長</u> 及び <u>県土整備部長</u> をもって充てる。 3・4 [略] (委員長及び副委員長) 第4条 [略] 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、その順序は、 <u>総務部長</u> を第1順位、 <u>県土整備部長</u> を第2順位とする。 (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は <u>県土整備部建設技術振興課</u> 及び <u>医療局経営管理課</u> の総括課長、 <u>秘書広報室秘書課</u> 、 <u>主管室</u> 及び出納局の管理課長、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。